

2025 年 4 月 1 日現在

介護老人保健施設ふれあいの百合 重要事項説明書
《 介護老人保健施設 》

1. 施設の概要

- ・ 施設名 介護老人保健施設 ふれあいの百合
- ・ 経営母体 医療法人社団 康心会
- ・ 開設年月日 平成 30 年 4 月 1 日
- ・ 所在地 〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市南湖 1 丁目 6 番 14 号
- ・ 施設長 望月 正武
- ・ 事業所番号 神奈川県 1452480051 号
- ・ 併設サービス 短期入所療養介護（介護予防含む） 通所リハビリテーション（介護予防含む）

2. 職員体制

職 種	人 員
管理者（医師）	1.0 人
看護職員	9.8 人 以上
介護職員	25.7 人 以上
理学療法・作業療法士・言語聴覚士	3.0 人 以上
管理栄養士	2.0 人 以上
薬剤師	0.4 人 以上
支援相談員	1.0 人 以上
介護支援専門員	1.0 人 以上
事務員	4.0 人 以上

3. 利用定員等

- ・ 入所定員 100 名（短期療養介護入所者含む）
- ・ 入所療養室 1 人部屋 4 室、 4 人部屋 24 室

4. 利用料金

- (1) 利用料（利用者 1 割）・（利用者 2 割の場合は 基本額、加算額が 2 倍となります）
（利用者 3 割の場合は 基本額、加算額が 3 倍となります）

ア 基本額

介 護 度	保険点数 / 単位	
	個 室	多 床 室
要介護 1	717 単位	793 単位
要介護 2	763 単位	843 単位
要介護 3	828 単位	908 単位
要介護 4	883 単位	961 単位
要介護 5	932 単位	1,012 単位

イ 加算額 (加算することがあるもの)

夜勤体制加算		24 単位/日
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (入所後 3ヶ月以内に限り加算)		258 単位/回
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (入所後 3ヶ月以内に限り加算)		200 単位/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (週 3日まで)		240 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (週 3日まで)		120 単位/日
外泊時施設療養費	基本サービス費に代えて算定	362 単位/日
	在宅サービスを利用する場合	800 単位/日
初期加算Ⅰ (入所後 30日間に限り算定)		60 単位/日
初期加算Ⅱ (入所後 30日間に限り算定)		30 単位/日
栄養マネジメント強化加算		11 単位/日
経口移行加算(180日以内)		28 単位/日
所定疾患施設療養費 (肺炎・尿路感染は検査を実施した場合に限る)	所定疾患施設療養費(Ⅰ) (連続 7日を限度)	239 単位/日
	所定疾患施設療養費(Ⅱ) (連続 10日を限度)	480 単位/日
再入所時栄養連携加算 (1人につき 1回限度)		200 単位/回
入所前後訪問指導加算 (入所中 1回)	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 単位/回
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 単位/回
退所時指導等加算	試行的退所時指導加算	400 単位/回
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 単位/回
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 単位/回
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600 単位/回
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400 単位/回
	訪問看護指示加算	300 単位/回
退所時栄養情報連携加算		70 単位/回
療養食加算(療養食を提供した場合に限り 1食につき)		6 単位/回
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		10 単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		5 単位/月
安全対策体制加算(入所中 1回)		20 単位/回
経口維持加算(Ⅰ)		400 単位/月
経口維持加算(Ⅱ)		100 単位/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)		90 単位/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)		110 単位/月
新興感染症等施設療養費		240 単位/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	告示改正の要件を満たす事	3 単位/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)(Ⅱ)は併算不可	13 単位/月
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	令和 6年度まで	100 単位/月
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	令和 7年度から	50 単位/月
協力医療機関連携加算(Ⅱ)		5 単位/月
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位/月
厚生労働省に情報提出とする	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 単位/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれか1つのみを加算します)	(Ⅰ) * ①介護職員のうち介護福祉士の割合が 80%以上 ②勤続 10年以上介護福祉士 35%以上 いずれかに該当する事	22 単位/日
	(Ⅱ) * 介護福祉士 60%以上	18 単位/日

	(Ⅲ) * ①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以上 30%以上 いずれかに該当する事	6 単位/日
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのいずれか1つ のみを加算します) *厚生労働大臣基準の項目 2024 年 6 月より右記に準ずる	(Ⅰ) (基本料金+加算料金)×7.5%	
	(Ⅱ) 上記(Ⅰ)×7.1%	
	(Ⅲ) 上記(Ⅰ)×5.4%	
	(Ⅳ) 上記(Ⅰ)×4.4%	
計	(ア + イ) × 地域加算(10.45)を乗じた合計額の 10%	

(2) その他の費用 (利用者 10 割負担分) 利用者の希望により提供した場合

項目	利用者負担分	内容
ア 居住費 個室	1,703 円/日	当施設の基準により
居住費 多床室	513 円/日	当施設の基準により
イ 食 費	1,831 円/日	朝食/508 円 昼食/713 円 夕食/610 円
ウ 特別室利用料	4,400 円/日	個室ご利用の場合
エ その他の日常生活費		
(ア) 日用品費	110 円/日	下記セットの 1 日分 (歯ブラシ又はスポンジブラシ・歯磨き粉又は洗口液・ 入れ歯洗浄剤・ティッシュペーパー・保湿クリーム・綿棒)
(イ) 単品		※入浴用石けん及びシャンプー (リンス) は施設利用料に 含まれております。
・歯ブラシ	165 円/本	
・スポンジブラシ	55 円/本	
・歯磨き粉	330 円/本	
・洗口液	550 円/本	
・入歯洗浄剤	550 円/箱	
・ティッシュペーパー	110 円/箱	
・綿棒	88 円/袋	
・保湿クリーム	275 円/本	
(ウ) 私物洗濯代	402 円/回	希望される場合
(エ) タオルリース代	139 円/日	サービス提供中に使用する物品は施設でご用意致します

(3) その他の費用以外の費用 (利用者 10 割負担分) 利用者の希望により提供した場合

理美容代	実費	カット料金
特別行事費	実費	特別行事費に参加されたご家族について
嗜好品費	実費	
文書作成料	5,500 円	健康診断書、生命保険会社用健康診断書・死亡診断書 障害年金診断書等

5. サービス内容

- ①食事 【朝食】 8:00 ~ 8:30
【昼食】 12:00 ~ 12:30
【夕食】 18:00 ~ 18:30
【茶菓】 10:00 ~ 15:00 食事は食堂にて提供致します。
- ②介護 着脱、排泄、入浴、移動等生活全般に関わるケアを施設サービス計画書に基づき提供致します。
- ③入浴 週 2 回 入浴サービスを提供致します。
ご入所者の体調により、特別浴や清拭に変更する場合があります。

④機能訓練 リハビリ専門スタッフにより入所者様個別のプログラムを作成しリハビリを提供致します。

⑤レクレーション、各種行事を企画致します。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関を協力医療機関に定めております。

- ① 名称 医療法人社団康心会湘南東部総合病院（医科）
住所 茅ヶ崎市西久保500番地
電話番号 0467-83-9111（代表）
- ② 名称 医療法人社団康心会茅ヶ崎中央病院（医科）
住所 茅ヶ崎市茅ヶ崎2丁目2番3号
電話番号 0467-86-6530（代表）
- ① 名称 医療法人社団康心会湘南東部総合病院（歯科）
住所 茅ヶ崎市西久保500
電話番号 0467-83-9111（代表）

7. 入所ご利用にあたっての留意事項

～新型コロナウイルス感染症対応から下記の案内は随時変更させて頂いております～

- ・ ご面会（平日）9：00～19：00 /（土曜・日曜・祝日）9：00～17：00
 - ① 入口玄関でスリッパに履き替え頂き、必ず受付前の来客簿にご記帳のうえご面会をお願い致します。
 - ② お見舞いの食物などは、お持ちいただかないようにお願いします。
- ・ 外出・外泊
お盆・年末年始はご家族様とご自宅で過ごすなど外泊をお勧めします。
ナースステーションに申し出たうえで、届け書をお書きいただきます。
 - ① 外出は原則（平日）9：00～19：00 /（土曜・日曜・祝日）9：00～17：00の間でお願いします。
 - ② 外泊については、1月につき5泊6日まで可能です。
- ・ 入院
当施設医師の判断で入院が必要な場合は協力医療機関等への転院も検討させて頂きます。
医療機関への転院の際、当施設は一時退所となります。再入所のご希望のある際は、その都度ご相談ください。
- ・ 外出、外泊時の施設外での受診
入所前におかかりになっていた医療機関は中断となります。これは外泊中でも同様です。外泊中に医療機関にかかる必要性が発生した場合は、まず当施設に連絡して、当施設の医師の指示により、上記の協力医療機関を受診していただくこととなります。
- ・ 飲酒・喫煙
当施設では、飲酒・喫煙は一切認めておりません。
- ・ 電話について
原則、ご家族様から入所者様あての電話のお取次ぎは致しかねます。電話は全てナースステーションにおつなぎ致します。

尚、入所者様は1階に公衆電話を設置しておりますのでご利用ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理
利用者様には、大金・貴重品・装飾品の持ち込みを禁止としております。当施設ではお預かり致しかねますので、ご家族様にお持ち帰りいただきます。（紛失等のトラブルについて当施設は責任を負いかねます。ご了承ください）
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
日常生活に必要な最低限のもののみお願いいたします。また、持ち物すべてに『施設名』『お名前』を油性マジックで所定の場所に表示願います。詳細につきましては別紙ご参照下さい。

（例） 「百合 康心 太郎」

所定の場所とは

肌着・Tシャツ・パジャマ上・ポロシャツ 等	襟元
パンツ・ズボン・パジャマ下 等	裏地の左上
その他	判別しやすい箇所

- ・ 電気製品等の持ち込みについて
テレビ、ラジオ、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の持ち込みは可能ですが、紛失、破損等のトラブルについて当施設は責任を負いかねます。何卒、ご了承ください。
テレビの設置、故障修理等はご家族様で対応をお願い致します。(持ち込むテレビの大きさは24インチ画面位まで、アンテナコードは2m位の長さでお願いします。施設は、集団生活の場になるので、他の利用者様の迷惑にならない様にテレビ・ラジオ、スマートフォン、タブレット等にはイヤホンをご使用下さい。

8. サービスステーションについて

各階にナースステーションがあります。
利用者様が日常生活をおくるうえで、何か不安な点等がございましたら遠慮なくお申し出下さい。

9. 禁止事項

- ・ 当施設では、多くの方に安心して療養生活をおくっていただくために、利用者様やご家族様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止とします。
- ・ ペットの持ち込み
衛生管理上、施設内に犬・猫などのペットを持ち込むことは禁止とします。
- ・ 他の利用者様の療養生活や職員の業務の妨げになるような言動や施設規則に反するような行為は禁止とします。

10. 施設内事故

当施設内で事故等があった場合は、即時の対応およびご家族様へ連絡するとともに利用者様の管轄する市町村への届け出を致します。

11. 非常災害対策

- ・ 防災設備 火災報知器、スプリンクラー、屋内消火栓、消火器
非常用通報装置、非常灯、非常飲食料
- ・ 設備点検 業者による定期点検（年2回）
総務職員による巡回点検（毎日）
- ・ 避難通路 施設内、2方向階段
- ・ 防災訓練 年2回実施（春・秋）
- ・ 防災計画 届出済み（茅ヶ崎市消防本部）

12. 従業員の研修について

介護保険法に定められている必須の研修及び施設で必要とする研修会を実施し能力向上を致します。

13. 秘密保持について

ご利用者様の個人情報の保護に関して遵守致します。在職中は勿論、退職後においても職務上知りえた個人情報は漏えいいたしません。

14. 相談窓口、苦情対応

当施設のサービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応致します。

ご利用者様相談窓口	支援相談員 電話番号：0467-84-6501 FAX 番号：0467-84-6502 対応時間：9：00～17：00
苦情対応窓口	施設介護支援専門員 電話番号：0467-84-6501 FAX 番号：0467-84-6502 対応時間：9：00～17：00
施設料金に関するお問い合わせ	総務課 電話番号：0467-84-6501 FAX 番号：0467-84-6502 対応時間：9：00～17：00

